

## 2

日本の国際協力  
（開発協力と地球規模課題への取組）

3

世界と共創し、  
国益を守る外交

2023年は、国際社会がロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、地球規模課題が相まった複合的危機に直面する中で、「人間の尊厳」が守られる世界の実現が一層の課題となるとともに、「グローバル・サウス」と呼ばれる途上国・新興国が存在感を増した1年であり、こうした諸課題に対応するための開発協力の重要性が改めて認識された。

## 1 開発協力

## (1) 開発協力大綱と日本のODA実績

## ア 開発協力大綱の改定

6月、日本の開発協力の新たな方向性を示す「開発協力大綱」を閣議決定した（252ページ特集参照）。1992年以降、2003年、2015年に続く8年ぶりの改定の背景には、国際社会が歴史的な転換期にあることが挙げられる。すなわち、国際社会が複合的危機（(1) 気候変動や感染症などの地球規模課題の深刻化と持続可能な開発目標（SDGs）達成の遅れ、(2) 既存の国際秩序への重大な挑戦とサプライチェーンを含む分断リスクの深刻化、(3) これらが連動した開発途上国経済への打撃や人道危機の発生など）に直面しており、こうした危機の克服

のため、開発協力の果たす役割はますます重要となっている。

また、一部の開発途上国で債務問題が深刻化するなど、国際社会全体において透明かつ公正なルールに基づく開発協力が一層求められている。同時に、民間資金の流れが政府開発援助（ODA）<sup>1</sup>を含む公的資金を大きくしのぐ中で、民間企業や国際機関を始めとする、多様なアクターとの連携や新たな資金動員を通じて、開発効果を最大化することがますます求められている。

こうした背景を踏まえ、日本は開発協力大綱を改定し、日本の開発協力の新たな方向性を示すこととした。新たな大綱の下で、開発途上国への関与を一層強化し、外交の最も重要なツールの一つである開発協力を従来以上に効果的・戦略的に活用していく。

## イ 日本のODA実績

2022年の日本のODA実績<sup>2</sup>については、「贈与相当額計上方式」<sup>3</sup>によると、対前年比0.8%減の約174億9,994万ドルとなった。これは経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD/DAC）<sup>4</sup>メンバーの中では、米国、ドイツに次いで第3位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）<sup>5</sup>比は0.39%となり、OECD/DACメンバー中第16位となっている（出典：OECD

1 ODA：Official Development Assistance  
開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたもの  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

2 日本のODAの主な形態としては、無償資金協力、債務救済、国際機関等経由及び技術協力である贈与、政府貸付等、国際機関向け拠出・出資等がある。

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>)

4 OECD/DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development/Development Assistance Committee

5 GNI：Gross National Income



特集  
SPECIAL  
FEATURE

## 新たな開発協力大綱

6月、日本の開発協力の新たな方向性を示す「開発協力大綱」が閣議決定されました。見直しの主なポイントは以下のとおりです。

### (1) 基本方針のアップデート

新たな時代の「人間の安全保障」を指導理念として掲げ、一人ひとりが尊厳を持って幸福に生きることができるよう、個人の保護と能力強化といった「人への投資」に取り組み、様々な主体間の「連帯」を柱に据えました。

また、開発途上国を中核に様々な主体を巻き込み、新たな解決策や社会的価値を共に創り上げるという「共創」を新たに掲げました。こうした価値を日本にも還流させつつ、日本と開発途上国の次世代を担う人材を育てていくことにより、日本自身の経済・社会課題の解決や経済成長につなげていくことも目指していきます。

### (2) 三つの重点政策

第一に、複合的危機の時代において、「質の高い成長」がますます重要になっています。これを踏まえ、経済成長の基礎・原動力確保のための協力を行っています。また、今日開発途上国が直面する課題である、食料・エネルギー安全保障などの経済社会の自律性・強靱性の強化や、デジタルなどの新たな課題への取組を強化していきます。

第二に、こうした「質の高い成長」の前提である、開発途上国の社会の安定などに資する、法制度整備支援、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、人道支援・平和構築、海洋保安能力強化などに取り組んでいきます。また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に開発途上国と共に取り組んでいきます。

第三に、「質の高い成長」と密接に関わる地球規模課題への対応です。気候変動など地球規模課題は脆弱な立場の開発途上国に特に深刻な影響を及ぼしています。持続可能な開発目標（SDGs）の進捗に遅れが生じていることを踏まえ、特に、気候変動（開発途上国の緩和・適応の対応能力向上）・環境、保健（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）、防災、教育といった分野の取組を加速化していきます。

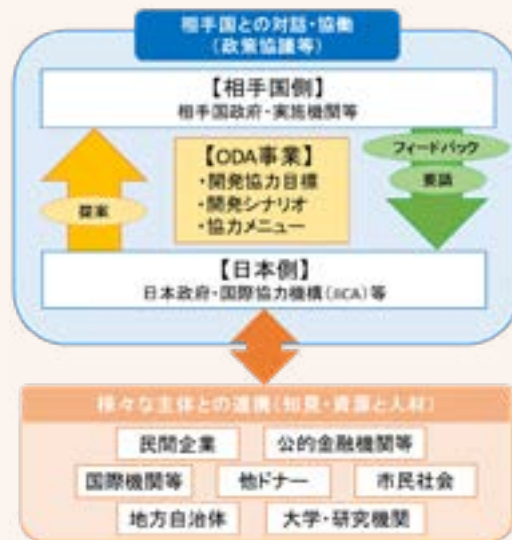
### (3) 実施：ODAを進化させる三つのアプローチ

第一に、様々な主体との「共創」による開発効果の最大化です。民間企業、公的金融機関、他ドナー（開発協力の目的・理念を共有する国々）、国際機関・国際開発金融機関（MDBs）など様々なパートナーとの連帯の強化を示しました。民間資金動員型ODAやJICA海外投融資を始めとする公的資金の戦略的活用を通じ、インパクト投資<sup>1</sup>など持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）を後押しし、また、開発途上国の人材育成や法制度整備支援などビジネス環境の整備などに努めていきます。

第二に、オファー型協力などによる戦略性の強化です。オファー型協力は、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを積極的に提案し、相手国との対話と協働を通じて案件形成を行うものです。日本の外交政策に照らし戦略的に取り組む分野を選定・公表することにより、予見可能性を高めることで、

様々な主体の案件参画を促します。

第三に、日本のODAの制度改善です。「柔軟性・効率性」及び「迅速性」をキーワードに、包括的な協力パッケージの提案や所得水準が相対的に高い国々への無償・技術協力の活用による関与強化、民間に合わせた意思決定の迅速化、緊急人道支援の支援手法の改善など、時代に応じた制度改善に不断に努めていきます。



【参考】オファー型協力のイメージ図

1 投資収益の確保にとどまらず、社会課題を考慮し、経済社会全体の便益に寄与する環境・社会的な効果（「インパクト」）の創出を意図する投資（出典：金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221025.html>）を加工して作成）

データベース（OECD.Stat）（2023年12月）。

## (2) 2023年の開発協力

2023年、日本は以下アからエを中心に組み組んだ。

### ア ウクライナ支援とグローバル・サウス支援、及び人道危機への対応

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、人道、財政、食料、復旧・復興の分野で、総額76億ドルの支援を表明し、着実に実施してきている。ロシアによるウクライナ侵略開始直後から、ウクライナ避難民向けの医療・保健、水・衛生、シェルター、食料、女性・子どもの保護などの人道支援を行い、財政支援も迅速に実施してきた。また、ロシアによる攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、各地で大規模な停電が発生していることを受け、9月に越冬

支援として、キーウ市において50万人が裨益する大型変圧施設2基を、国連開発計画（UNDP）<sup>6</sup> 経由で供与した。アフリカを含むグローバル・サウスの国々では、ロシアによるウクライナ侵略の影響も受けたインフレの拡大、サプライチェーンの混乱などにより、食料不安・不足が深刻化し、人道危機の更なる悪化にさらされている。これに対しグローバルな食料安全保障への対応として二国間及び国際機関や日本の非政府組織（NGO）経由での食料支援や生産能力強化支援などを行っている。

パレスチナ・ガザ地区の情勢は一層深刻化しており、日本はパレスチナに対する総額約7,500万ドル<sup>7</sup>の人道支援のほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたテントや医療消耗品などの物資支援を実施した。

このように世界の人道状況が悪化する中で、12月にジュネーブで第2回グローバル難民フォーラム（GRF）<sup>8</sup>が開催され、共催国であ

<sup>6</sup> UNDP：United Nations Development Programme

<sup>7</sup> 2024年1月26日に発覚したUNRWA職員のテロへの関与疑惑を受け、1月28日、日本はパレスチナ支援の一部であるUNRWAへの資金拠出（3,500万ドル）を一時停止した。

<sup>8</sup> GRF：Global Refugee Forum



る日本からは、上川外務大臣が出席した。上川外務大臣からは、難民・避難民一人一人の夢を実現できることこそ、日本が心に描くべき未来の展望であると述べ、難民・避難民への対応において「女性・平和・安全保障（WPS）<sup>9</sup>」の考え方が不可欠であると指摘し、人道状況の悪化を食い止めるため、国際社会の団結と協力強化を呼びかけた。また、上川外務大臣から、ドナー（援助）国、受入国、国際機関などが連携するためのプラットフォームとして、「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）<sup>10</sup>」のマルチステークホルダー・プレッジ（宣言）を打ち出したことについて述べ、HDPネクサスの取組をアフリカにおいて拡大していると説明した。

### 1 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現

世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダーなどの機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎である。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとし

て引き続き普及・実施していくことが重要である。2023年3月に発表されたFOIPのための新たなプランでは、FOIPを実現するための取組を強化することとし、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していくことを発表した。

また、2022年6月のG7エルマウ・サミットで立ち上げられた、質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）<sup>11</sup>」に関し、2023年5月のG7広島サミットでは、日本、米国、欧州委員会による共催の下、民間セクターも参加するPGIIに関するサイドイベントを開催し、G7は、多様な主体と連携しながら、開発途上国におけるインフラ投資への民間資金の動員に取り組むことを表明した。

### 2 地球規模課題への取組

日本は、6月に閣議決定された新たな開発協力大綱において、新しい時代の人間の安全保障の理念を指導理念として位置付け、SDGsの達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における「人間中心の国際協力」を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行うHDPネクサスの理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国造り支援を推進していく。

9 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）：女性の保護に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方。2000年、国連安全保障理事会（国連安保理）において、同理事会史上初めて、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等な参画や紛争下の性暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）に関する安保理決議第1325号」が全会一致で採択された。

10 人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の連携：人道支援と平行して、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための開発協力をを行い、さらに根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるアプローチ

11 PGII：Partnership for Global Infrastructure and Investment

### ㊦ 日本経済を後押しする外交努力

開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。

具体的には、今後、新たな開発協力大綱で打ち出した、日本の強みをいかした魅力的なメニューを提案するオファー型協力や、民間資金動員型ODAなどを活用した官民連携を促進していく。また、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進し、さらに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を促進していく。加えて、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、JICAの民間連携事業による開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの調査・実証や製品・機材などの認知度の向上に係る支援を通じて、継続的な需要創出を図る。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

### (3) 国際協力事業関係者の安全対策

世界各地での政情不安などを受けた治安の悪化や自然災害などのリスクに対して、国際協力事業関係者の安全を確保することは、開発協力を適正に実施する上で不可欠である。

外務省及びJICAでは、2016年7月にバングラデシュの首都ダッカで発生した襲撃テロ事件を受け設置した「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016年8月発表）で策定された安全対策の実施に取り組み、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化している。

### (4) 主な地域への取組

#### ㊦ 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重

要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、東南アジア諸国連合（ASEAN）はFOIP実現の要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）<sup>12</sup>」がFOIPと本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。日本ASEAN友好協力50周年の節目である2023年には、連結性強化の取組をハード・ソフトの両面で一層推進する「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」を発表した。これにより日本は、交通インフラ整備、デジタル、海洋協力、サプライチェーン、電力連結性、人・知の連結性といった幅広い分野で多層的な連結性強化を図り、技術協力により3年間で5,000人の人材育成を行うことを表明した。また、12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議においては、共創による課題解決のための官民連携の新たな取組として、連結性強化、気候変動対策、中小零細企業・スタートアップ支援などのための民間投資を後押しすることにより、民・官合わせて5年間で350億ドルの資金がASEAN地域に動員されることを目指す方針を示した。

東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから、保健・医療関連機材などの無償供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化などの新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策支援を集中的に行ってきた。また、新型コロナによる経済的影響を踏まえ、モンゴル及び東南アジアに対してこれまでに総額約4,000億円の財政支援円借款を供与した。ASEAN域内での新型コロナ対策支援の一環として、引き続き

<sup>12</sup> AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific



インドネシア「経済社会開発計画（漁業監視船の供与）」  
（9月、インドネシア 写真提供：JICA）



JICA及び海上保安庁によるマレーシア海上法令執行庁向け逮捕術コース研修（10月、マレーシア 写真提供：JICA）

ASEAN感染症対策センターの稼働に向けた支援を行っている。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて、海上法執行支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。2019年には日ASEAN技術協力協定に署名し、日本は同協定に基づきASEAN共同体に対する技術協力を実施してきた。2023年には、国際公法や刑事司法、地場産業振興、地域保健システム強化などに関する研修を実施した。また、メコン地域に対しても、日・メコン協力の枠組みを通じて協力を行ってきており、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

ミャンマーについては、2021年2月に発生

したクーデター以降の人道状況悪化を受けて、国際機関やNGOなどを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形での人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

## 1 南西アジア

南西アジアは、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要な地域である。また、インドを筆頭に、今後、着実な経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障の強化・推進も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。

巨大な人口を抱えるインドに対して、日本は、FOIPの実現に向け、連結性の強化と産業競争力の強化に資する運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、高速鉄道や複数の都市における地下鉄建設、海上道路建設などの支援を実施している。これに加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、インド政府によるSDGs達成に向けた取組の支援や、植林などを通じた森林セクターの支援、水路の維持管理や営農支援などを通じた農業セクターの支援、医療体制の強化のための保健セクター支援などを実施している。バングラデシュでは、日本は、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想及びFOIPのための新たなプランに基づき、「ベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーン」というコンセプトの下、バングラデシュ国内及び地域の多層的な連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善など、経済発展に寄与する支援を行っている。また、ウクライナ情勢などの影響により、輸送、食料、エネルギー価格などが高騰する中で歳出管理改善を目指す同国政府に対し、財政管理改革を後押しするための財政支援借款の供与を決定した。このほか、引き続き深刻な食料不安などに直面しているミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、食料支援、シェルター改修、水・衛生、





日本の支援で新設されたパキスタン医科学研究所新生児室  
(10月、パキスタン・イスラマバード)

保護、教育、生計向上分野などで約35億円の人道支援を実施した。また、避難民を受け入れている周辺のホストコミュニティに対しても、約22.5億円の生活向上支援を決定した。

日本は、2022年4月に政府が対外債務の一時的な支払停止を宣言するに至った経済危機により人道状況が悪化しているスリランカに対し、保健医療サービスの維持並びにその安定的提供のために50億円規模の支援を行った。また、感染性廃棄物管理改善（5.03億円）や病院における再生可能エネルギーを活用した電力供給安定化（12.3億円）の支援、及び北部州などの貧困・脆弱地域ぜいにおける漁民や女性などの生計向上のための支援を決定した。パキスタンについては、1月に洪水被害に関する支援国会合がジュネーブで開催され、日本は、2023年以降も、国内手続が完了することを前提に追加支援として、防災、保健、農業分野を含め約7,700万ドル規模の支援を行っていくことを表明した。その一環として、被災した女子小学校9校の改修支援（7.94億円）を決定した。

### ウ 太平洋島嶼国しよ

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域

(EEZ)<sup>13</sup>を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施してきている。

特に、2021年7月の第9回太平洋・島サミット (PALM9)<sup>14</sup>において打ち出された五つの重点分野（(1) 新型コロナへの対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成）に基づき、日本は、新型コロナ対策として、医療コンテナなどの供与を通じた保健医療体制の強化を実施している。これに加えて、広大なEEZを有する大洋州の海洋秩序を維持するための海上保安関連機材の供与や再生可能エネルギー導入を促進する送電システムの整備支援なども行っている。

さらに、2022年6月、太平洋島嶼国への支援を効果的かつ効率的に行うために各国のアプ



太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクトでのティラピア養殖研修（種苗管理の実習）(1月、フィジー 写真提供：JICA)

13 EEZ : Exclusive Economic Zone

14 PALM9 : The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting



パラオにおける「気候変動への強靭性強化のための統合的沿岸生態系管理能力向上プロジェクト」で、マングローブ水質調査を行う様子（4月、パラオ 写真提供：JICA）

ローチを調整するイニシアティブとして立ち上げられた「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP：Partners in the Blue Pacific）<sup>15</sup>」にも参画し、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国、ドイツ、カナダなどと共に、太平洋地域とのパートナーシップとコミットメントの強化を確認している。特に日本は、気候変動などにおいて、太平洋島嶼国による地域の取組を支えていくこととしている。

### Ⅱ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約310万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約6.25兆ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方、気候変動に伴う防災分野、保健・医療分野の脆弱性、貧困など、国際社会共通の課題において大きな開発ニーズを抱えており、日本は、各国の事情を踏まえ、様々な協力を行っている。

2023年、保健・医療分野では、ボリビアに対して、保健・医療セクターに係る公共サービスの継続・拡大及び脆弱層の保護のための制度改善を支援するために、日本政府は150億円



対ボリビア無償資金協力「国道7号線道路防災対策計画」による道路沿いの斜面崩壊対策や土石流対策のための防災工事の様子（6月、ボリビア・サンタクルス県）

を限度とする円借款の供与を決定した。また、自然災害に対する支援分野では、チリに対して、JICAを通じ、森林火災被害に対する緊急援助物資を供与した。

気候変動・環境分野では、日本政府は、2022年にセントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、トリニダード・トバゴ及びバルバドスに対し、UNDPを通じた約14億円のサルガッサム海藻除去のための無償資金協力を決定した。さらに、2023年にドミニカ共和国に対しても同問題対応のための2億円相当の日本企業製品機材の無償供与を決定した。また、日本政府は、避難民を含むベネズエラ国民への民生支援の一環として、国際移住機関（IOM）<sup>16</sup>を通じて約3.5億円を供与し、同国における最も脆弱な立場に置かれている女性や青少年などに対し、保護活動及びシェルターの整備などの人道的支援を行い、また、情報アクセスの強化、地域コミュニティ及び人道支援団体などへの支援を行っている。また、非正規移民対策の一環として、2023年、グアテマラにおいて日米連携に基づく非正規移民対策に係るJICAと米国国際開発庁（USAID）<sup>17</sup>との連携協定への署名が行われた。

このほか、ハイチにおける治安状況の悪化により、国連安全保障理事会によるハイチ多国籍治安支援ミッションの派遣を承認する決議を受

<sup>15</sup> 太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」外相会合については外務省ホームページ参照：  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/ocn/shin4\\_000112.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/shin4_000112.html)

<sup>16</sup> IOM：International Organization for Migration

<sup>17</sup> USAID：United States Agency for International Development





けて、日本は、ハイチ情勢の安定化に貢献するため、ハイチ国家警察の能力強化支援などへの約20億円の拠出のほか、コレラ対策のための約300万ドルの緊急無償資金協力や、食糧援助のための2億円の無償資金協力などを決定した。

また、日本は、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリとパートナーシップ・プログラムを交わし、中小企業支援、防災、警察制度などの分野において、三角協力<sup>18</sup>を通じて中南米諸国の人材育成を進めている。

### オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、アジア、欧州に囲まれ地政学上の重要性を有するほか、東アジアと欧州を結ぶ輸送路であることから、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定や連結性の要として重要である。日本は、中央アジア・コーカサス地域の諸国が法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーであることを踏まえ、2022年12月の「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合において、中央アジアの持続可能な発展に向け、「人への投資」と「成長の質」などに重点を置いた新たな発展モデルに基づいて支援を行っていくことを表明した。



タジキスタンでの田中 JICA 理事長とイプロヒム・タジキスタン運輸交通相による無償資金協力「ドゥシャンベーボフタル道路におけるキシルカラ―ボフタル間道路改修計画」の開通式の様子（9月1日、タジキスタン・ハトロン州） 写真提供：JICA

「人への投資」では、日本政府は、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）<sup>19</sup>」により、将来指導者層になることが期待される若手行政官を日本の大学院に留学生として受け入れ、帰国後は政策の立案・実施において活躍する人材の育成を図っている。また、「成長の質」を重視した支援として、無償資金協力でタジキスタンで主要幹線道路の改修・車線拡張を行った結果、安全性が向上し物流が円滑化した。

これに加え、日本はアフガニスタンと国境を接する中央アジア地域に対し、国境管理能力強化に関する支援も実施している。

### カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきている。

内戦の続くシリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降総額約35億ドルの支援を行ってきている。さらに、将来のシリア早期復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生136人を日本に受け入れている。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約4億ドル以上の支援を実施してきた。2月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、林外務大臣から、日本は引き続きイエメンの平和と安定に向け貢献していくとの決意を表明した。また、2023年は、国際機関とも連携し、特に人道ニーズが高い、食料、教育及び難民支援などの分野における人道支援に加え、中長期的な視点から、アデン港につながる道路の改修やJICA研修を通じた人材育成などの協

<sup>18</sup> 三角協力：先進国などが、開発途上国がほかの開発途上国に対して行う協力を人材、技術、資金、知識などを活用して支援すること

<sup>19</sup> JDS（通称）：The Project for Human Resource Development Scholarship



林外務大臣（オンライン形式）「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合に参加する林外務大臣（オンライン形式）（2月27日、東京）」

力を行った。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、基本的人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、2023年10月のアフガニスタン西部における地震被害に対しては、JICAを通じた毛布などの緊急援助物資供与を行ったことに加え、国際機関を通じた食料や保健などの分野における300万ドルの緊急無償資金協力や、ジャパン・プラットフォーム（JPF）<sup>20</sup>を通じた日本のNGOによる約146万ドルの被災者支援を実施した。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは、エジプト日本学校（EJS）における日本式教育、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）など、未来の人材育成分野での協力にも力を入れている。

4月、岸田総理大臣がエジプトを訪問し、エルシーシ大統領との首脳会談で「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画（III）」の1,000億円の円借款の供与に関する交換公文の署名式を行ったほか、食料安全保障強化や大エジプト博物館（GEM）<sup>21</sup>に関する協力など、日本のODAを通じた支援の着実な進展を確認した（164ページコラム参照）。

2月のトルコ南東部を震源とする地震被害に対して、日本は発災直後からJICAを通じてトルコ及びシリアに緊急援助物資を供与し、トルコには国際緊急援助隊救助チーム、医療チーム、専門家チームを派遣して緊急援助活動を行った（261ページ コラム参照）。あわせて、自衛隊機により医療チーム用資機材を輸送し、パキスタンからトルコに災害救援物資を輸送する、北大西洋条約機構（NATO）<sup>22</sup>との調整・協力を通じたオペレーションを初めて実施した。また、国際機関及びJPF経由で日本のNGOを通じた緊急人道支援を実施した。さらに、7月の日・トルコ首脳電話会談において、岸田総理大臣は復旧・復興に向けた新たな支援策として、がれき処理や、医療機材・重機などの供与を目的とする総額50億円の無償資金協力の実施、被災地の復旧・復興を支援するための800億円の借款の供与、これらの資金協力と連携した、復興計画の策定支援、公共建築物の耐震補強技術支援、がれき処理を含む災害廃棄物の管理能力強化支援など、日本の知見をいかした技術協力を行うことを表明した。

<sup>20</sup> JPF（Japan Platform）：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、2000年8月に設立されたNGO（特定非営利活動法人格取得は2001年5月）。海外での自然災害・難民発生などの際の日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を目的として、NGO、経済界、日本政府が共同して設立した。

<sup>21</sup> GEM：Grand Egyptian Museum

<sup>22</sup> NATO：North Atlantic Treaty Organization

## まさかの時の友こそ真の友 —日本とトルコ 助け合いの100年—

2月6日、トルコ南東部を震源とする大地震が発生しました。日本は、地震発生の日、トルコ政府の要請を受け、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の職員と民間関係者（構造評価専門家、医療関係者を含む。）計74人で構成される捜索・救助活動を行う国際緊急援助隊・救助チームを派遣しました。

また、2月10日から順次、外務省員、医師、看護師、薬剤師、技師、後方支援要員（宿舎や輸送手配などチームの円滑な活動を支える職員）、JICA業務調整員などで構成される国際緊急援助隊・医療チームとして一次隊（75人）・二次隊（65人）・三次隊（41人）の延べ181人を派遣しました。同医療チームは、2月16日から3月11日までの24日間にわたり、医療ニーズが高いトルコ南東部ガジアンテップ県オーゼリ郡に設営した野外病院で診療活動を実施しました。次いで、建築・免震・耐震技術などの専門家（国土交通省、民間コンサルタント、JICAなど）で構成される専門家チームも派遣しました。

震災時における医療支援というと、倒壊した建物から救助された被災者の人々の治療活動が真っ先に思い浮かぶかもしれませんが、しかし、地元の病院が被災して機能不全となったために、これまで通常の医療を受けていた人々に対する診療行為ができなくなってしまうことにも目を向ける必要があります。

このような状況に対応するため、今回、日本は史上初めて、手術や入院機能などを伴う「タイプ2」と呼ばれる世界保健機関（WHO）認証の緊急医療チームを派遣し、24時間態勢で計約2,000件の診療（入院17件、手術49件、X線検査361件などを含む。）を行いました。

医療チームメンバーの高い専門性、士気の高さ、丁寧な対応により、治療を受けた人々のみならず地元の人々からも感謝の言葉をいただきました。派遣当初は気温が氷点下となる厳しい気象条件の下での活動となりましたが、トルコの人々からの「日本人による診療であれば安心して受けられる」、「日本を信頼している」といった言葉や感謝の声に医療チーム全員が勇気付けられました。

トルコは親日国として知られ、両国は友好関係を強化してきましたが、その背景には、今回のような震災が発生した際にお互いに手を差し伸べてきたという長い歴史があります。トルコも日本と同様に地震多発国であり、1999年にトルコ北西部で発生した大地震の際も、日本は国際緊急援助隊の派遣、「日本村」と呼ばれた仮設住宅サイトの建設など、震災による被災者の支援を行いました。また、2011年に発生した東日本大震災では、トルコ政府は救助チーム32人を派遣し、宮城県内で約3週間救助活動を行ったほか、様々な支援を行ってくれました。この3週間に及ぶ救助チームの派遣は、各国・地域から派遣された支援・救助チームとしては最長の期間となりました。また、震災以外でも、イラン・イラク戦争時にテヘランにいた日本人の国外脱出のために、トルコ政府がトルコ航空機を派遣してくれたこともありました。

くしくも、2024年は日本とトルコの外交関係樹立100周年の年となります。両国関係は、まさに「まさかの時の友こそ真の友」とのことわざを体現する形で進展してきました。新たな100年においても、このような友好関係を基礎に日本とトルコの関係が一層進展してほしいと願っています。



被災者の手当を行う医療チーム  
(写真提供：JICA)



医療チームの診療の様子  
(写真提供：JICA)



設営した野外病院（写真提供：JICA）



## ■ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、二国間及び国際機関を通じた支援やアフリカ開発会議(TICAD)<sup>23</sup>などを通じて、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。

4月、スーダンで発生した武力衝突の影響で、同国及び周辺国で人道上の危機が発生した。国内の多くの地域で治安が悪化し、国内外の避難民は600万人以上に及んだ。これを受け日本は、国際機関を通じた緊急無償資金協力やJPFを通じたNGOによる避難民支援を実施し、スーダンにおける人道支援に取り組んだ。

また、5月に岸田総理大臣は、訪問先のガーナにおいて、サヘル地域とギニア湾沿岸諸国の平和と安定に寄与し、持続可能な成長を促進することを目的として支援を行っていくことを表明した。

2023年は、TICADが1993年に立ち上げられてから30年になることを記念し、8月にTICAD30周年行事「TICAD30年の歩みと展望」を東京で開催したほか、12月には、ニューヨーク国連本部においても、TICAD30周年行事を開催し、TICADのこれまでの成果や今後の在り方について率直な意見交換が行われた。日本は、これまで長きにわたり、アフリカの成長を推進するとのコミットメントを、アフリカに寄り添いながら具体化してきており、アフリカと「共に成長するパートナー」として、「人」に注目した日本らしいアプローチで取組を推進し、アフリカ自身が目指す強靱なアフリカを実現していく。

## (5) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

### ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成することにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査開始前の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、事業の実施後には、JICAは原則2億円以上の全ての事業について、事業の透明性を高める観点から、事後評価を実施している。JICAではその結果を「ODA見える化サイト」で公表しており(2023年9月30日時点で5,219件掲載)、10億円以上の事業については第三者による事後評価を行っている。また、外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価(国別評価、課題・スキーム別評価など)及び外務省が実施する無償資金協力案件の事後評価を実施し、評価を通じて得られた提言や教訓をその後のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

### イ 効果的なODA実施のための取組

限られたODA予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討しつつ、開発協力大綱の重点政策を踏まえて、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるよう取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

<sup>23</sup> TICAD : Tokyo International Conference on African Development

### ㉔ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）ではODAを触媒とした民間資金の動員の促進や、気候変動問題に関する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う開発途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

### ㉕ ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA X（旧ツイッター）などのSNS、YouTube動画、メールマガジンなどを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取り組んでおり、開発協力道ocumentary動画やテレビドラマなどを新たに制作した。さらに、32回目となる「グローバルフェスタJAPAN」を、対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催、9月30日及び10月1日までの2日間で3万9,000人の来場・視聴者を得た。また、教育機関などで



テレビドラマ「ファーストステップ2 世界をつなぐ勇氣の言葉」公開中（2024年2月時点）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22\\_001633.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001633.html)



ドキュメンタリー動画「紛争や混乱に揺れる国で活躍する日本人女性」公開中（2024年2月時点）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/pagew\\_000001\\_00029.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/pagew_000001_00029.html)



外務省員が講義を行うODA出前講座の実施など、積極的な開発協力への理解促進を図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施するほか、英語や現地語などによる広報資料の作成も行っている。

## 2 地球規模課題への取組

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）<sup>24</sup>の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>25</sup>」を掲げている。日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長として、ほかの全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を

<sup>24</sup> MDGs : Millennium Development Goals

<sup>25</sup> SDGs : Sustainable Development Goals

策定した。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、ユース・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2023年はSDGs達成に向けた折り返しの年に当たり、岸田総理大臣は、9月に国連で開催されたSDGサミットにおいて、「人間の尊厳」を国際社会全体の連帯を支える理念として掲げ、国際社会におけるSDGs達成の取組を主導していくと述べ、12月には、SDGs実施指針の改定が4年ぶりに行われた。目標達成年である2030年までの残りの期間においても、日本は、同実施指針に基づいて、国内及び国際社会全体でのSDGs達成に向けた取組を推進していく。

#### ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方である。日本は、長年にわたって人間の安全保障を外交の柱として提唱しており、6月に改定された開発協力大綱においては、人間の安全保障を日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けた。また、日本が議長国として5月に開催した広島サミット首脳宣言では、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、新しい時代の人間の安全保障を推進するとの言及がなされた。日本は、国連においても議論を主導し、1999年、日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金に対し、2022年末までに累計約500億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といっ

た理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えており、岸田総理大臣は、9月に国連で開催されたSDGサミットにおいて、人間の安全保障は、「人間の尊厳」に基づくSDGs達成の鍵となる概念であると述べた。さらに、2024年初頭には、10年ぶりとなる人間の安全保障に関する事務総長報告が公表され、今後、国連を始めとする国際場裡において人間の安全保障をめぐる議論が再活性化することが見込まれている。

#### イ 防災分野の取組

気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2023年は、第3回国連防災世界会議（2015年）において、日本が主導して採択された「仙台防災枠組（2015-2030）」の計画期間の折り返し地点であり、5月には国連本部において、「仙台防災枠組実施状況の中間評価に係る国連ハイレベル会合」が開催され、これまでの防災分野の取組進捗の把握が行われた。また、2030年までの目標達成に向けた各ステークホルダー（利害関係者）取組加速の必要性などが示された。さらに、日本の主導により、2015年、第70回国連総会において全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本は、「世界津波の日」高校生サミットを開催し、また、国連防災機関（UNDRR）<sup>26</sup>と共催して、津波防災に対する意識向上を目的とする普及・啓発イベントを開催している。また、国連開発計画（UNDP）と連携し、アジア・大洋州の女性行政官などを対象として津波に関する研修を行うとともに、国連訓練調査研究所（UNITAR）<sup>27</sup>広島事務所と協力し、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援している。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有

<sup>26</sup> UNDRR : United Nations Office for Disaster Risk Reduction

<sup>27</sup> UNITAR : United Nations Institute for Training and Research



し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進していく。

## ウ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、グテーレス国連事務総長のイニシアティブで開催された国連教育変革サミットにおいて、岸田総理大臣は、人への投資を中核に位置付けた人材育成や「持続可能な開発のための教育（ESD）<sup>28</sup>」の推進などを表明した。また、同月、岸田総理大臣は、同サミットで高まった気運を維持し、教育改革をグローバルに推進する役割を担うため、教育チャンピオンに就任した。さらに、G7広島サミットにおいては、G7として包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けて前進することにコミットした。これらの動きを踏まえ、2023年6月に改定された開発協力大綱に記載されたとおり、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き教育支援を実施していく。

## エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2020年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大に伴う移動制限やウクライナ情勢の影響などを受け、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。国際的な取組としてはG7広島サミットにおいて、グローバルな食料安全保障の実現と飢餓ゼロの達成を掲げた「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を発

出した。

## オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。3月に開催された「国連水会議2023」では、上川陽子総理特使（衆議院議員）がテーマ別討議「気候、強靱性、環境に関する水」の共同議長を務め、日本の水防災の経験も生かしつつ、世界における水分野の強靱化に向けた提言を取りまとめた。

### (2) 国際保健

保健は、人間一人一人の生存・生活・尊厳を守り、日本が提唱する人間の安全保障を実現していく上で必要不可欠な基礎的条件である。さらに新型コロナの世界的流行拡大（パンデミック）は、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、日本を含む国際社会にとって、経済、社会、安全保障上のリスクにも関わる重要な課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、新型コロナの教訓も踏まえ、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）<sup>29</sup>の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）<sup>30</sup>を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>31</sup>を達成することを目標として掲げている（268ページ コラム参照）。

G7広島サミットでは、日本は議長国として国際保健分野においても、（ア）公衆衛生危機対応のためのGHAの発展・強化、（イ）より

<sup>28</sup> ESD : Education for Sustainable Development

<sup>29</sup> GHA (Global Health Architecture) : 国際保健の体制

<sup>30</sup> PPR : Prevention, Preparedness and Response

<sup>31</sup> UHC (Universal Health Coverage) : 全ての人々が基本的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態

強靱、より公平、かつより持続可能なUHC達成への貢献、(ウ) 様々な健康課題に対応するためのヘルス・イノベーションの促進の三つの柱を軸にして、議論を主導した。

具体的にはG7首脳は、GHAの発展・強化に向けて、国際保健のガバナンス向上、財務・保健両当局間の連携強化、パンデミック基金<sup>32</sup>による支援及びパンデミック対応のための迅速かつ効率的な資金供給メカニズムに係る検討などの資金面の取組、国際保健規則 (IHR)<sup>33</sup>改正及びパンデミックのPPRに関する世界保健機関 (WHO)<sup>34</sup>の新たな法的文書 (いわゆる「パンデミック条約」) の作成交渉を通じた国際的な規範の強化に取り組んでいくことを確認した。

また、UHC達成への貢献に関して、G7首脳は、HIV/エイズ、結核、肝炎、マラリア、ポリオ、麻しん、コレラ、顧みられない熱帯病 (NTDs) を含む感染症、薬剤耐性 (AMR)、また、メンタルヘルス症状を含む非感染性疾患 (NCDs)、母子保健、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利 (SRHR)<sup>35</sup>の実現、健康的な高齢化並びに定期予防接種、栄養改善及び水と衛生 (WASH)<sup>36</sup>の促進といった、新型コロナへの対応により後退した従来の保健課題への対応の推進を確認し、UHC達成及びPPR強化を含む国際保健への貢献のため、官民合わせて480億ドル以上の資金貢献を表明した。日本からは、岸田総理大臣が、G7全体として資金貢献を行っていく中で、グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)<sup>37</sup>への2億ドルのプレッジ (供与の約束) を含め、2022年から2025年までに官民合わせて75億ドル規模の貢献を行う考えを表明した。さらに、G7首脳はインパクト投資による民間資金動員を通じて保健課題の解決を目指す「グローバルヘルスの

ためのインパクト投資イニシアティブ (Impact Investment Initiative for Global Health : Triple I for Global Health) や、G7各国が世界全体のUHC達成に向けて取り組むべき行動についてまとめた「G7 UHCグローバル・プラン」を承認するなど、2030年までの世界全体におけるUHC達成に引き続き貢献していく決意を改めて表明した。

加えて、GHAの強化とUHCの達成の鍵となるヘルス・イノベーションの促進に関して、G7首脳は、新型コロナのパンデミックで特に課題となった、ワクチンを含む感染症危機対応医薬品など (MCMs)<sup>38</sup>への公平なアクセスの確保について、公平性、包摂性などの基本的な考え方や原則を「MCMへの公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」として発表した。さらに、G7首脳はこの広島ビジョンに基づき、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ (MCDP)<sup>39</sup>」を立ち上げた。MCDPは、日本が世界に先駆け実施した新型コロナワクチンに関するラスト・ワン・マイル支援で得た知見や教訓をいかすMCMのデリバリーに焦点を当てた協力の取組であり、今後、G7、G20、WHO、国連児童基金 (UNICEF) などの関係国・機関との協力の下、WHOによる関連の取組との連携も期待されている。

9月、第78回国連総会の機会に際しても、新型コロナ感染拡大収束後初の保健関連のハイレベル会合及び日本主催のものも含むサイドイベントが開催され、国際保健に係る活発な議論が首脳レベルで行われた。初開催のパンデミックへのPPRに関するハイレベル会合では、上川外務大臣が、日本がPPR強化に積極的に取り組む姿勢を改めて国際社会に示した。UHCハイレベル会合では、岸田総理大臣が国際社会

<sup>32</sup> 新型コロナの世界的流行拡大を受けて既存の国際保健システムにおける資金ギャップに対処する新たな資金メカニズムとして2022年に世界銀行内に設立された、PPRのための金融仲介基金。日本は同基金に計7,000万ドルの貢献を表明済み (うち5,000万ドルは拠出済み)

<sup>33</sup> IHR : International Health Regulations

<sup>34</sup> WHO : World Health Organization

<sup>35</sup> SRHR : Sexual reproductive Health and Rights

<sup>36</sup> WASH : Water, Sanitation and Hygiene

<sup>37</sup> GHIT : Global Health Innovative Technology Fund

<sup>38</sup> MCMs : medical countermeasures

<sup>39</sup> MCDP : MCM Delivery Partnership



G7広島サミットで議長国記者会見を行う岸田総理大臣  
(5月21日、広島県 写真提供：内閣広報室)



国際保健が議論されたG7広島サミットのセッション6「複合的危機への連携した対応」(5月21日、広島県 写真提供：内閣広報室)

は引き続きUHCの達成に向けて行動すべきであると発信した。日本が主催したG7保健フォローアップ・サイドイベントでは、岸田総理大臣及び武見敬三厚生労働大臣に加え、G7、タイ、ジョージア、バングラデシュ、ブラジルなどの首脳級・閣僚級、WHO、世界銀行、UNICEFなどの国際機関の長、ビル・ゲイツ・ビル&メリнда・ゲイツ財団共同議長、渋澤健GSG国内諮問委員会委員長などが出席した。岸田総理大臣はMCDPの推進を確認し、「トリプル・アイ (Triple I)」<sup>40</sup>の立ち上げを発表した。また、開発途上国がPPRに必要な資金を機動的・効果的に動員できるよう、新たな円借款制度を創設することを発表し、世界のリーダーと共にUHC達成とPPR強化に関する国際社会のコミットメントを再確認した。

日本は、これらの成果を踏まえ、2024年5月の第77回WHO総会での提出及び採択を目



G7保健フォローアップ・サイドイベントで開会挨拶を行う岸田総理大臣  
(9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室)



G7保健フォローアップ・サイドイベントに出席する岸田総理大臣及び武見厚生労働大臣 (9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室)

指している「パンデミック条約」の作成交渉やMCMへの公平なアクセスの確保に係る国際的な取組を含め、国際保健の推進に引き続き貢献していく。

### (3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、SDGsの一つであり、国際労働機関 (ILO)<sup>41</sup>でも、その活動の主目標に位置付けられている。こうした中で、日本は、ILOへ義務的な分担金を負担するのみならず、開発途上国における労働安全衛生水準の向上や社会保険制度の構築などに対する任意拠出

40 G7広島サミットで承認された、インパクト投資を通じて民間資金動員を加速させる、国際保健のためのインパクト投資イニシアティブ

41 ILO: International Labour Organization



コラム  
COLUMNユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた  
日本の取組

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) とは、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態を指します。日本は、1961年に国民皆保険制度を構築し、世界で有数の健康長寿社会を築き上げ、国内のUHCを推進し、世界全体におけるUHCの達成にも貢献してきました。

「既に健康長寿社会を構築している日本がなぜ『世界の』UHC達成を支援する必要があるのか。自国のUHC推進のみ行えば十分ではないか。」との問いが生じるかもしれません。新型コロナウイルス感染症の世界的流行拡大 (パンデミック) は、感染症を始めとする健康危機はどのような国でも一国のみでは解決できない課題であることを示しました。

先のパンデミックは、グローバル社会においては人の移動とともに感染症が国境を越えて国際社会全体に広がることを浮き彫りにしました。日本だけが強固な保健システムを構築して国内のUHCのみを推進しても、世界の国々が脆弱な保健システムのために感染症拡大の危機に瀕すれば、日本だけが逃れることはできないことが明らかになったのです。世界全体のUHC達成こそが、日本を含む国際社会における、人々の健康と、経済、社会、安全保障の安定に資する、これが新型コロナから得られた教訓の一つです。

新型コロナ以前から、日本は、世界全体におけるUHC達成に向けた取組を主導してきました。2015年9月に国連で持続可能な開発目標 (SDGs) が定められた際には、ターゲットの一つとしてUHC達成が位置付けられる (SDGsターゲット3.8) ように後押ししました。その後、2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、UHCが初めて主要テーマとして扱われ、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」が発出されました。

また、日本は、2030年までのUHC達成に向けた国際保健パートナーシップである「International Health Partnership for UHC2030 (UHC2030)」の発足 (2016年6月) に貢献し、さらに、2018年12月に国連においてUHC達成の機運を高めるための有志国グループ「UHCフレンズグループ (The Group of Friends on UHC)」の設置を主導し、2019年9月に初めて開催された国連総会UHCハイレベル会合では、フレンズグループ議長としてUHC政治宣言を取りまとめました。

そして、新型コロナのパンデミック発生以降、前述の教訓を踏まえ、グローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) の構築とパンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応 (PPR: Prevention, Preparedness and Response) の強化に加え、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能なUHCの達成を政策目標とした「グローバルヘルス戦略」を2022年5月に策定しました。同戦略を踏まえ、日本が議長国として臨んだ2023年5月のG7広島サミットでは、UHC達成を含む国際保健への貢献のため、G7として官民合わせて480億ドル以上の資金貢献を行って行く中で、日本としても2022年から2025年までに官民合わせて75億ドル規模の貢献を行う考えを表明しました。また、G7各国が世界全体のUHC達成に向けて取り組むべき行動を「G7 UHCグローバル・プラン」として取りまとめました。そして、2023年9月の国連総会UHCハイレベル会合では、日本も積極的に交渉に臨んだ政治宣言が承認され、2019年のUHCハイレベル会合でも確認された、2030年までに全ての人に基礎的医療サービスを届けることなどの目標達成に向けた強いコミットメントが示されました。このUHCハイレベル会合では、岸田総理大臣が、改めて国際社会はUHCの達成に向

け行動すべきであると発信し、2030年までに開発途上国を含む世界全体がUHCを達成できるよう、国際社会の取組を更に主導していく決意を表明しました。

世界全体のUHC達成の目標年である2030年は、日本が再びG7議長国を務める予定です。日本は、UHC達成に関する自国の知見と新型コロナのパンデミックで得られた教訓をいかし、引き続き世界全体のUHC達成に貢献していきます。



UHCハイレベル会合に出席する岸田総理大臣  
(9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室)

を通じた支援を積極的に行い、労働分野での持続可能な開発に取り組んでいる。さらに、G7広島サミットにおいて、グローバル・バリューチェーン（製造業の国際分業）における国際労働基準及び人権、ILO基本条約の尊重の確保、技術協力を含むディーセント・ワークの促進に積極的に関与することなどを内容とした首脳コミュニケを発出した。

#### (4) 環境・気候変動

##### ア 地球環境問題

2030アジェンダに環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性は広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、複数の環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ(GEF)<sup>42</sup>の主要拠出国の一つとして、地球規模の環境問題に対応するプロジェクトの実施に貢献している。

##### (ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態

系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）<sup>43</sup>などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域において環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。

海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運の高まりを受け、2022年3月の第5回国連環境総会において、海洋環境などにおけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定のための政府間交渉委員会（INC）<sup>44</sup>を設立し、2024年までに作業完了を目指すことが決定された。日本は、5月及び11月にそれぞれ開催された第2回及び第3回のINC会合において、当該国際文書（条約）の目的に、G7広島サミットで定めた2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心を盛り込むべきこと、また、条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資

<sup>42</sup> GEF : Global Environment Facility

<sup>43</sup> UNEP : United Nations Environment Programme

<sup>44</sup> INC : Intergovernmental Negotiating Committee

源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であることなどを主張した。日本は今後も、本分野において主導的な役割を果たしながら、実効的かつ進歩的なルール形成を後押ししていく。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）では、9月に第5回首脳会合が開催され、岸田総理大臣の代理として上川外務大臣が同会合に出席した。上川外務大臣は、日本が第4期海洋基本計画を策定したことを紹介し、ブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）関連の取組などの日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していくことを述べつつ、プラスチック汚染対策について、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心を多くの国と共有することを期待すると述べた。

### (イ) 生物多様性の保全

2022年12月、モントリオール（カナダ）において生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部が開催され、生物多様性に係る新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）<sup>45</sup>」が採択された。これを踏まえ、日本は、2023年3月に生物多様性国家戦略を改定し、GBFの実施を着実に進めている。また、10月には、ナイロビ（ケニア）において、COP15、カルタヘナ議定書第10回締約国会合及び名古屋議定書第4回締約国会合の第二部再開会合が開催され、残された議題について決議を採択し、これらの会合が正式に閉会した。

8月、バンクーバー（カナダ）で第7回GEF

総会が開催され、GEFの下で運用される、GBFの実施を促進するための生物多様性枠組基金（GBFF）<sup>46</sup>の設立が承認された。また、12月9日、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）（アラブ首長国連邦・ドバイ）のサイドイベントにおいて、伊藤信太郎環境大臣からGBFFへの6.5億円の拠出を表明した。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、ワシントン条約<sup>47</sup>のゾウ密猟監視（MIKE）<sup>48</sup>プログラムへの拠出などを通じてこの問題に真摯に取り組んでいる。近年では、2022年にザンビア及びルワンダに密猟監視施設を提供した。加えて、2022年にはボツワナに、2023年にはジンバブエにも野生動物の密猟及び保全対策に関連する施設の供与を決定した。また、日本は、11月に開催されたワシントン条約第77回常設委員会会合（スイス・ジュネーブ）に出席し国際的な議論に積極的に貢献している。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。11月にローマ（イタリア）で開催された食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）<sup>49</sup>第10回理事会において、日本は、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（MLS）<sup>50</sup>の対象となる遺伝資源の範囲拡大及びその機能改善に向けて、議論に参画した。

国際熱帯木材機関（ITTO）<sup>51</sup>を通じた取組に関しては、日本は、ITTOへの拠出を通じ、熱帯林の持続可能な経営及び持続的・合法的な熱帯木材の貿易の促進などに資する実地プロジェクトを2023年も継続的に実施した。11月には、ITTO第59回理事会がパタヤ（タイ）

<sup>45</sup> GBF：Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework

<sup>46</sup> GBFF：Global Biodiversity Framework Fund

<sup>47</sup> 正式名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

<sup>48</sup> MIKE：Monitoring the Illegal Killing of Elephants

<sup>49</sup> ITPGR：International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

<sup>50</sup> MLS：Multilateral System

<sup>51</sup> ITTO：International Tropical Timber Organization



で開催され、2026年に期限を迎えるITTOの設置根拠である国際熱帯木材協定（ITTA）や行財政予算などについて議論が行われ、ITTAの再延長については、2024年6月1日までに加盟国からの書面回答を踏まえて決定されることとなった。

#### （ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

10月、ナイロビ（ケニア）で、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第35回締約国会合が開催された。同会合では、開発途上国の議定書履行を支援するためのモントリオール議定書多数国間基金の増資交渉が行われたほか、議定書の効率的・効果的な運用について締約国間で議論が行われた。

5月、ジュネーブ（スイス）で、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の合同締約国会議が開催され、附属書改正の採択を含む各条約の運用上の課題のほか、3条約に共通する技術協力や条約間の連携の強化による効率的な対策の実施について議論が行われた。

9月、ボン（ドイツ）で、第5回国際化学物質管理会議が開催され、国際的な化学物質管理の新たな枠組みとして、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。

10月から11月にかけて、ジュネーブ（スイス）で、「水銀に関する水俣条約」第5回締約国会議が開催され、附属書改正や規制の対象となる水銀汚染廃棄物のしきい値<sup>52</sup>などについて、議論が行われた。

## 1 気候変動

### （ア）2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

2020年10月、日本は2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月に開催された米国主催気候サミットにおいては、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、更に50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。2021年10月、新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）<sup>53</sup>」及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

### （イ）国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21では、先進国・開発途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む195か国の国・機関が締結している（2023年末時点）。

11月30日から12月13日にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催されたCOP28では、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク（GST）に関する決定、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定などが採択された。

<sup>52</sup> ある一定の値以上で影響が出て、それ以下では影響が出ない境界の値のこと

<sup>53</sup> NDC：Nationally Determined Contribution

GSTでは、1.5°C目標<sup>54</sup>の達成に向け、2025年までの世界全体の温室効果ガス排出量のピークアウトや全ての温室効果ガス及びセクターを対象とした野心的な排出削減目標の策定に加え、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献（世界全体での再生可能エネルギー設備容量3倍・エネルギー効率改善率2倍のほか、ゼロ・低排出技術（再エネ、原子力、CCUS<sup>55</sup>、低炭素水素等）の加速、化石燃料や道路部門における取組等）などが決定された。

ロス&ダメージに対応するための基金については、気候変動の影響に特に脆弱な開発途上国を支援の対象とすること、世界銀行の下に設置すること、先進国が立ち上げ経費の拠出を主導する一方、公的資金、民間資金、革新的資金源などのあらゆる資金源から拠出を受けることが決定された。

COP28に際して12月1日及び2日に開催された首脳級会合「世界気候行動サミット」には岸田総理大臣が出席し、2030年までの行動が決定的に重要であることを強調の上、2050年ネット・ゼロの達成、全ての温室効果ガスを対象とする経済全体の総量削減目標の設定及び2025年までの世界全体の排出量ピークアウトの必要性を訴えた。また、経済成長やエネルギー安全保障と両立するよう、多様な道筋の下で、全ての国がネット・ゼロという共通の目標を目指すことも訴えた。さらに、日本は徹底した省エネと、再エネの主力電源化、原子力の活用などを通じたクリーンエネルギーの最大限の導入のほか、日本のネット・ゼロへの道筋に沿って、エネルギーの安定供給を確保しつつ、排出削減対策が講じられていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していくことを表明した。

### (ウ) 国際社会における日本の貢献

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。

COP26において立ち上げられた「公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETP)<sup>56</sup>」では、日本が米国と共に共同リード国を務めるインドネシアを対象とした包括的投資・政策計画や、日本がパートナー国を務めるベトナムを対象とした資源動員計画が作成された。今後、これらの計画に沿って、JETP対象国において具体的なエネルギー移行の取組が進められることとなる。

2021年のG7コーンウォール・サミット及びCOP26において、日本は2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大約700億ドル規模の支援、及びこれまでの倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明した。こうした支援には、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金 (GCF)<sup>57</sup>」も重要な役割を果たしている。日本は、これまでに約3,190億円を拠出してきており、2023年10月の第2次増資ハイレベル・プレッジング会合においては、第2次増資（2024年から2027年）に対しても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。

12月には、日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議にあわせ、初のアジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC)<sup>58</sup>首脳会合を開催し、脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現や、各国の事情に応じた多様な道筋を通じてカーボンニュートラルという共通のゴールを目指すことの重要性をAZECパートナー国の首脳と共に確認し、協力を進めていくことで一致した。

<sup>54</sup> パリ協定で示された、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2°C高い水準を十分下回るものに抑え、また、1.5°C高い水準までのものに制限するための努力を継続するという目標

<sup>55</sup> CCUS : Carbon dioxide Capture Utilization and Storage 二酸化炭素回収・貯留技術

<sup>56</sup> JETP : Just Energy Transition Partnership

<sup>57</sup> GCF : Green Climate Fund

<sup>58</sup> AZEC : Asia Zero Emission Community

**(エ) 二国間クレジット制度（JCM）<sup>59</sup>**

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得する制度である。これらのクレジットは日本のNDC達成に活用することができ、日本とパートナー国の両方にメリットがある。日本は、2021年のCOP26での市場メカニズムの実施指針の採択を受け、JCMをより一層拡大していく方針である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、2025年を目途にパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指し、関係国との協議を加速していくこととしている。2022年以降、新たに11か国とJCM協力覚書に署名し、2023年12月時点で28か国とJCMを構築している。

**(オ) 気候変動の影響に対する強靱性の強化に関する取組**

6月に改定された開発協力大綱及び2022年12月に改定された国家安全保障戦略においては、脱炭素を含む緩和策（温室効果ガスの排出削減・吸収増進等）及び島嶼国を始めとする開発途上国などが持続可能で強靱な経済・社会を構築するための適応策（気候変動による被害の回避・軽減等）の双方に対する支援の推進が盛り込まれた。日本は、各国・地域の事情に応じた、経済成長と気候変動対策の双方に資する支援を実施していく。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022年にグローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ（GSFF）<sup>60</sup>が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンス

に関する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本も2023年3月に8億円の拠出を行った。

さらに、COP28においてロス&ダメージに対応するための基金の制度の大枠が決定されたことを受け、日本は、基金の立ち上げのため、1,000万ドルを拠出する用意があることを表明した。立ち上げ経費への拠出を通じて同基金の早期運用化を支援し、基金の適切な運用に向けて、今後も積極的に議論に貢献していく。

**(5) 北極・南極****ア 北極****(ア) 北極をめぐる現状**

北極海を中心に、北緯66度33分以上は北極圏とされており、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシアの5か国が北極海に面する北極海沿岸国、これにアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた8か国が北極圏国とされている。

北極海においては、有効な対策がとられない場合、今世紀半ばまでには夏季の海水がほぼ消失する可能性が高いと予想している。さらに、北極では地球上の他のいずれの地域よりも地球温暖化の影響が増幅しており、地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海水の減少に伴い北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。また、一部の北極圏国が自国の権益確保などのため安全保障上の取組を強化する動きもある。

北極に関する課題対処においては、8か国の北極圏国によって設置された北極評議会（AC: Arctic Council）<sup>61</sup>が中心的役割を果たしており、ACにおける関係国や先住民を交えた議論や知見の共有を踏まえ、閣僚会合で決定される方針が、北極における協力を方向付けている。北極圏国の北極政策は、気候変動対策、環境保

<sup>59</sup> JCM : Joint Crediting Mechanism

<sup>60</sup> GSFF : Global Shield Financing Facility

<sup>61</sup> 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない。）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。



護、持続可能な発展、先住民の権利・生活などを優先事項と位置付けており、ACにおいてもこれらに関する協力が行われている。また、ACは軍事・安全保障課題を扱わないこととしている一方で、北極の平和・安全保障は北極圏国が重視する課題となっている。

また、地球温暖化や経済的機会の広がりを背景に、近年は非北極圏国も北極に対する関心を高めており、日本のほか、英国、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ポーランド、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国、スイスがACのオブザーバーとなっている。

### (イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本も2015年に「我が国の北極政策」を策定し、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、国際社会に貢献することを目指している。

日本はACのオブザーバーとして、動植物相保全、海洋環境保護、持続可能な開発などをテーマにしたAC傘下の高級北極実務者会合、分野別作業部会や専門家会合での議論や知見の共有を通じてACの取組に貢献してきており、引き続きこれらの会合に積極的に参加していく。また、北極圏国の主導で開催され、産官学の様々な関係者が参加する複数のフォーラムにおいても北極に関する課題について意見交換及び知見の共有が促進されており、日本はこれらのフォーラムにも参加することで、北極の科学研究に関する知見を共有し、北極海における法の支配の重要性を発信している。

## 1 南極

### (ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極地域観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献して

きている。

### (イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月末から6月上旬にかけてヘルシンキ(フィンランド)で開催された第45回南極条約協議国会議(ATCM45)では、南極地域における気候変動の問題及び南極条約体制としての取組について議論が行われた。

### (ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。第10期6か年計画では、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測を実施することを予定している。

## 3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係促進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献してきている。その一環として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の顧問(外務省参与)に任命した。また、顧問を補佐するため2019年4月には狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月からは小谷元子東北大学理事・副学長が新たに次席顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーション

の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに20人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っており、2023年は8月に同会議第6回会合を開催した。また、2022年に同会議で取りまとめた「科学技術力の基盤強化」に係る提言を踏まえ、外務省は、在外公館における科学技術外交の体制・機能強化を図ることを目的として、在外6公館に在外公館科学技術フェローを設置し、現地在住の邦人研究者などをフェローとして採用した<sup>62</sup>。

松本顧問及び小谷次席顧問は、各国政府の科学技術顧問などが参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」の会合などの場を活用し、ネットワークの構築・強化に努めている。松本顧問は1月にシンガポール、6月にオーストラリア、7月にスペイン、10月に欧州（英国・ロンドン、スイス・ジュネーブ）を訪問した。スペイン及びスイスにおいては科学技術外交に関する国際会議で登壇したほか、各訪問先において研究者や科学技術政策関係者と、科学技術イノベーション政策や科学技術外交の取組などについて意見交換を行った。小谷次席顧問もシンガポールや欧州に加え、6月にパナマ、10月にマレーシア、12月にはオーストラリアを訪問し、シンポジウムや現地の科学技術関係機関との会合において日本の科学技術外交の取組などを紹介し、関係者と科学技術協



科学技術外交推進会議第6回会合に出席する林外務大臣  
(8月30日、東京)

力などについての意見交換を行った。

さらに、松本顧問は、外務省内の知見向上のため、様々な専門分野の有識者を招いた科学技術外交セミナーを定期的に開催している。

各国との科学技術協力では、日本は33の二国間科学技術協力協定を締結しており、現在、47か国及びEUとの間で適用され<sup>63</sup>、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2023年は、イタリア、スイス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、ニュージーランド、米国、チェコ、英国、EUとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、中央アジア・コーカサス地域を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

<sup>62</sup> 在インド日本国大使館、在イスラエル日本国大使館、在スウェーデン日本国大使館、在英国日本国大使館、欧州連合日本政府代表部、在サンフランシスコ日本国総領事館の6公館に設置

<sup>63</sup> 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日・チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継

<sup>63</sup>

